

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	金上地区 (新開津・新村集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本集落(2集落)は、水稻を中心とし、土地利用型作物、花き、野菜の作付けにより集落農業が展開されており、集落内の認定農業者数は9経営体(集落内4経営体、入作5経営体)、耕作農家数は6経営体である。 ・集落内農地のほとんどを認定農家4経営体と耕作農家6経営体が担っている現状にあることから、この10経営体を集落農業の担い手農家に位置付け、集落農業を維持・継承していきたい。 ・農地中間管理機構を活用した農地の再配分により集約化を進めてきており、農作業における効率化が図られている。 ・本集落では農村集落コミュニティを重要視し、高齢者も参加できる集落ぐるみでの農作業体験を通じた地元幼稚園・小学校や障がい者施設との交流活動に取り組んでいる。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者や農業従事者の高齢化、若い農業従事者の減少等により人材不足が発生している。 ・農業を継続するには、機械購入の補助が必要となる。 ・水路の老朽化により用水の確保が難しい区画がある。 ・農地集積の進捗により、今後、農道や水路等生産基盤の維持管理、草刈作業など人足時の人手が不足することが予想される。 ・不在者地主所有者の農地が将来的に増えることによる農地利用の調整困難が起こり、荒廃農地が発生する恐れがある。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・「水稻を基幹作物とした現在の集落農業を維持するとともに、農作業を通して集落全員が活気あふれる集落農業」を基本理念として集落農業を目指す。 ・機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、農地中間管理機構を通して、集落内の担い手農家(10経営体)への集積を基本に進める。 ・集落全体で担い手農家を支える体制を構築し、将来にわたり継続できる集落農業の確立を目指す。 ・荒廃農地発生を抑制するため、担い手農家(10経営体)への集積・集約を積極的に進めるとともに、集落行事等を活用して不在地主とのつながりを強化していく。 ・補助事業による区画拡大、スマート農業の導入等によりコストの軽減を図りながら、持続可能な農業を目指す。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64.06 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・本計画を集落全体で共有し、集落内の住民同志が協力・共存する集落農業確立に向け、話を重ねていく。 ・離農や規模縮小等に伴う農地の取扱は、担い手農家(10経営体)への優先順位を基本に進める。 ・機械・施設等の強化・充実は補助事業を活用するとともに、リース・レンタル・共同利用・第三者継承等による導入も検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の農業を担う者への農地集積・集約化においては、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における農地集積・集約化の進捗に合わせながら、水田の大区画化(畦畔除去、均平作業)に取組み、作業効率化と生産性向上につなげる。 ・補助事業を活用し、老朽化した水路の更新を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・若い後継者を重要な担い手として位置付け、集落ぐるみで支援していく。 ・集落内離農者の雇用機会創設及び次世代後継者の研修等の受入れと育成を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・水稲における、直播作業や防除・追肥作業においては、町内でも作業受託体制が構築されているため、農家ごとに実情を考慮しながら活用を検討していく。

以下任意記載事項(地:D3)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>③防除や追肥作業等についてスマート農業(委託含む)を取入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指す。</p> <p>⑦水路、農道等の農業用施設の管理については、集落全体で維持・管理に努め、大型機械による管理や防草ネット等により省略化を図る。</p>									